

秋田県再犯防止推進計画

[令和2年度～令和6年度]

秋 田 県
令和2年3月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画策定の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の対象者	
5 計画期間	
・参考1 犯罪をした者等とは	
・参考2 成人による刑事事件の流れ	
・参考3 非行少年に関する手続きの流れ	
第2章 数値目標	
1 数値目標	5
2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考数値	5
第3章 取組の内容	
・ 重点的に取り組む分野	7
1 国・県・民間団体等による連携体制の強化	8
2 就労と居場所の確保による支援	
（1）就労の確保	10
（2）居場所の確保	13
3 保健医療・福祉サービスの提供による支援	
（1）高齢者や障害のある人への支援	15
（2）薬物に依存している人への支援	17
4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進	19
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	
（1）民間協力者の活動促進	22
（2）広報・啓発活動の推進	23
参考資料	
・ 国及び本県における再犯防止を取り巻く現状等のデータ	25
・ 再犯の防止等の推進に関する法律及び国の再犯防止推進計画の概要	30
・ 秋田県再犯防止推進協議会委員等名簿	33
・ 用語説明	34

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14年をピークに年々減少し、平成30年には約81万件と、ピーク時の3分の1程度まで減少し、戦後最少を更新しました。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークに、平成30年には、約10万人まで減少しましたが、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成18年の38.8%から、平成30年には、48.8%に達し、約10年間で約10ポイント上昇しています。
- 再犯者率の上昇を踏まえ、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、国が再犯防止推進計画を策定することとされたほか、地方公共団体においても、国の計画を勘案して推進計画を定めるよう努めることとされました。
- 本県においても、検挙人員に占める再犯者の割合が平成30年で48.4%と国と同程度であることや、再犯者に占める高齢者の割合が平成30年で40.1%と高いことなどにより、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。
- こうしたことから、本県での国・県・民間の役割分担を踏まえた再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、再犯防止推進計画を策定することとしました。

2 計画策定の目的

- 犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがない、障害がある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。
- こうした人は、地方公共団体が提供する行政サービスや民間の提供するサービスによる支援を受ける必要があり、従来から国の刑事司法関係機関を中心に行政サービス等につなぐ調整が行われてきたものの、地域における就労や住まい、保健医療・福祉サービスなどの情報を十分に把握できていないことなどから、行政サービスや支援策を十分に活用できていない状況にあります。
- また、国の刑事司法関係機関による社会復帰支援は、刑事司法手続に限られるため刑事司法手続が終わった人や起訴猶予・執行猶予となった人については、社会の支援に繋がらないまま刑事司法手続が終了してしまう場合もあります。

- したがって、県では、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰に資する社会資源を整理し、それらを活用した支援を実施することにより、再犯を防止するとともに、このような取組を通じて、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

- 再犯防止推進法第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

4 計画の対象者

- 起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）とします。

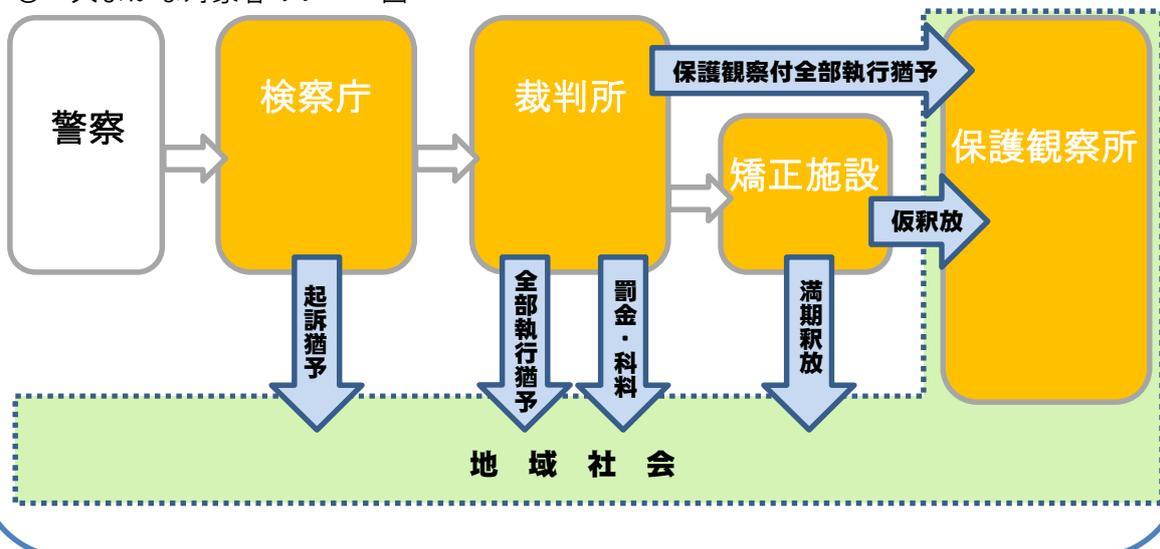
5 計画期間

- 令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

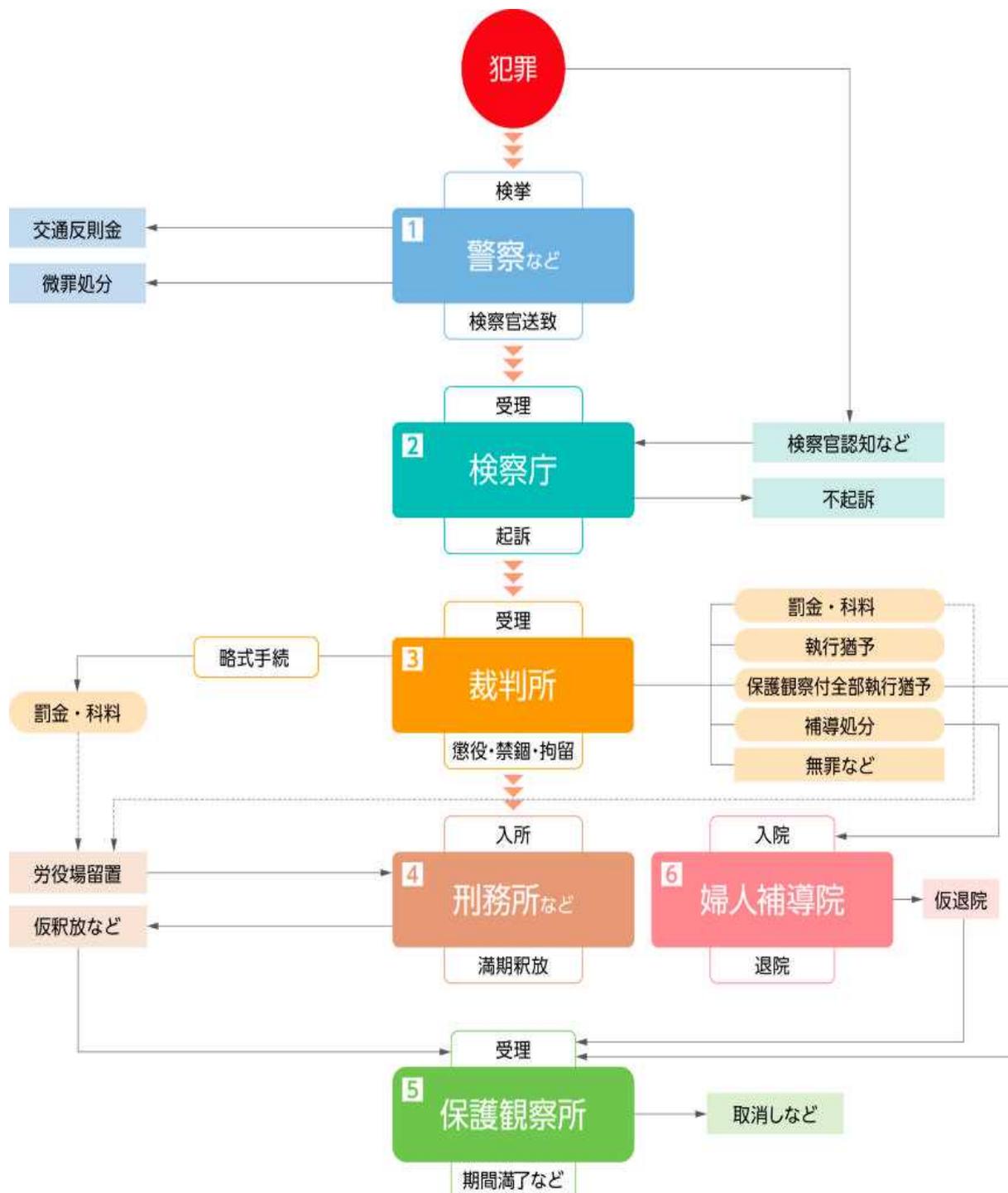
<参考1>犯罪をした者等とは

「犯罪をした者等」とは、警察で検挙されたあとに、検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人です。こうして地域社会に戻る人たちの中には、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。

- 大まかな対象者のフロー図

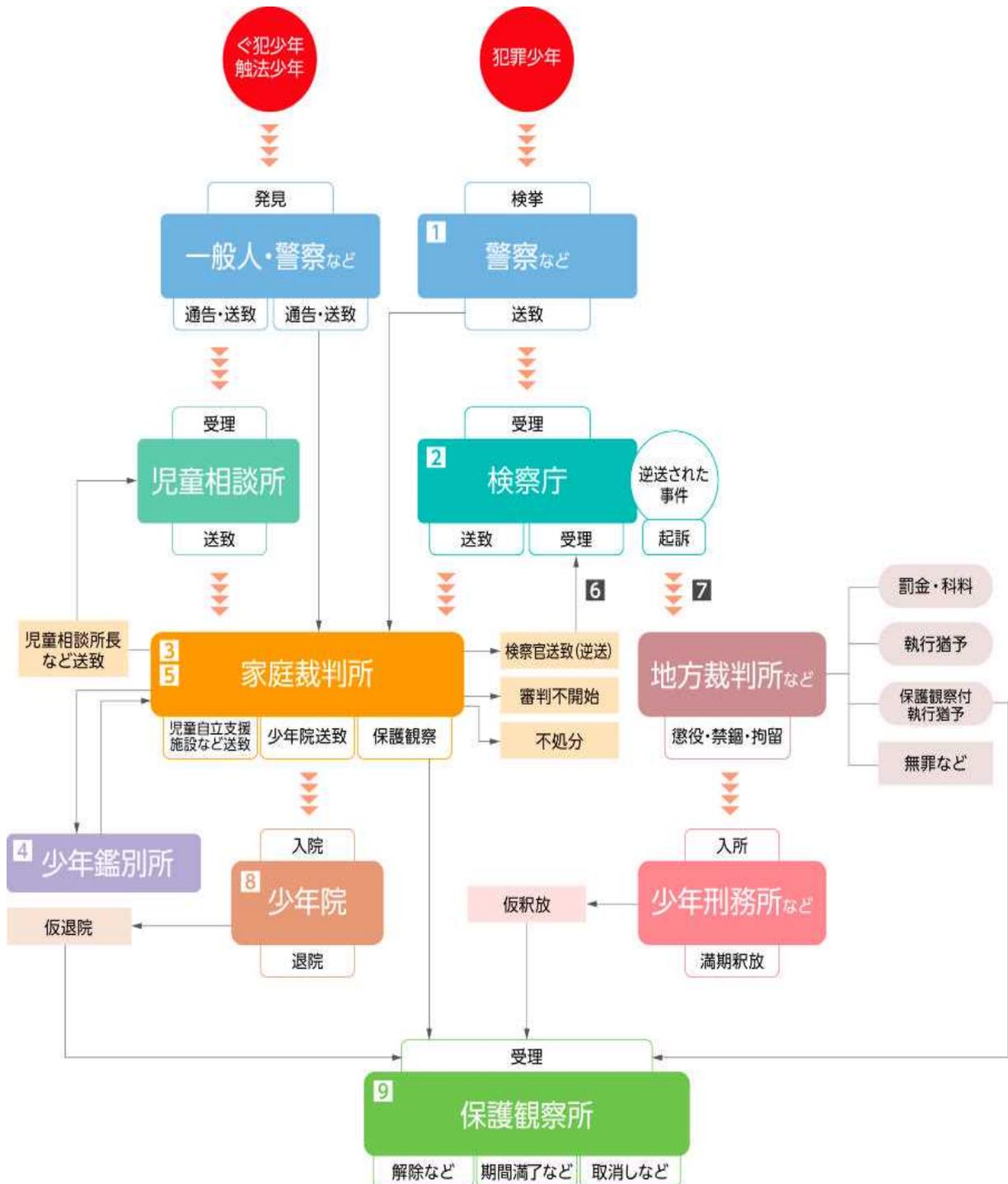


＜参考2＞成人による刑事事件の流れ



(出典：令和元年版再犯防止推進白書)

＜参考3＞非行少年に関する手続きの流れ



(出典：令和元年版再犯防止推進白書)

第2章 数値目標

1 数値目標

- 政府目標を参考に本県の再犯者数 574 人（平成 30 年）について、計画終了年度までに 20 %以上の減少を目指すこととし、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

指標名	現状 (平成 30 年)	目標 (令和 6 年)
刑法犯検挙者中の再犯者数	574 人	459 人以下

(令和元年度法務省大臣官房秘書課提供データ)

2 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するための参考数値

- 再犯の防止等に関する取組の動向を把握するため、次の秋田県内の数値を参考指標とします。

(1) 就労・居場所

参考指標名	基準値	時点	出典
協力雇用主数	376 社	H31.4.1	令和元年度法務省大臣官房秘書課提供データ
実際に雇用している協力雇用主数	5 社	H31.4.1	
協力雇用主に雇用されている犯罪をした者等数	5 人	H31.4.1	
更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	105 人	H30 年度	

(2) 保健医療・福祉サービス

参考指標名	基準値	時点	出典
地域生活定着支援センターで福祉サービス等の調整を行った者の数	6人	H30年度	地域・家庭福祉課
薬物事犯検挙人員	21人	H30年	県警察本部刑事部刑事企画課

(3) 修学支援と非行防止

参考指標名	基準値	時点	出典
刑法犯再犯者中の少年の再犯者数	20人	H30年	県警察本部刑事部刑事企画課

(4) 民間協力者の活動及び広報・啓発

参考指標名	基準値	時点	出典
保護司数及び保護司充足率	655人 91.6%	H31.4.1	令和元年度法務省大臣官房秘書課提供データ
社会を明るくする運動行事参加人数	17,693人	H30年	令和元年度法務省大臣官房秘書課提供データ

第3章 取組の内容

重点的に取り組む分野

- 目標達成に向けて、一般的な高齢者層の者とそれ以外の年齢層の者の特性に応じた取組を重点分野と位置づけ、各分野の取組を実施します。

【重点分野】

対 象	特 性	重点分野
概ね65歳未満の者	仕事のない人の再犯率は仕事のある人の再犯率の約3倍であり、無職の者は再犯リスクに結び付きやすいことから、働き世代が安定した生活を送るためには、一般就労や福祉的就労など、対象者の特性に合わせた円滑な就労を確保する必要がある。	2（1）就労の確保
概ね65歳以上の者 （一般的な高齢者層）	高齢者が出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、円滑な社会復帰に繋げるためには、適切な福祉サービスを受けることや高齢で身寄りがない場合には、地域で孤立しないよう居場所を確保する必要がある。	2（2）居場所の確保 3 高齢者や障害のある人への支援

1 国・県・民間団体等による連携体制の強化

【現状と課題】

- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物に依存している人、高齢で身寄りがいない人、障害のある人など、刑事司法手続を離れた後続く、継続的な支援が必要です。
- 国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組が実施されてきたところですが、その範囲は原則として刑事司法手続中に限られており、刑事司法手続を離れた後は、一般県民を対象として提供されている各種サービスを通じて行われることが想定されています。
- しかし、既存のサービスは、様々な分野・団体に跨っており、支援が限定的となっているという課題があります。

【国関係機関・団体の取組】

- **関係機関との連携 【秋田保護観察所】**
刑務所を出所した高齢者や障害者の社会復帰を推進するための「地域生活定着促進事業推進協議会」や総合的な乱用防止対策を企画、実施する「薬物乱用防止対策推進本部会議」などに参画し、関係機関との連携を強化しています。
- **保健医療・福祉分野との連携 【秋田保護観察所、秋田地方検察庁】**
起訴猶予や執行猶予等で釈放される者のうち、住居のない人、高齢で身寄りのない人、障害を有する人など再犯リスクが高い人に対して、本人から同意を得て、保護観察所、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関等へ情報提供し、関係機関に速やかに繋げていくための社会復帰支援が行われています。
- **地域援助に関する連携 【秋田少年鑑別所】**
法務少年支援センターとして行う、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）につき、関係機関等に対する理解を促し、地域社会の実情や関係機関等のニーズ、期待等を把握することにより、連携を強化し、地域援助の推進を図ることを目的とした地域援助推進協議会が開催されています。
- **就労分野での連携 【秋田県就労支援事業者機構】**
秋田県内の経済団体や協力雇用主などの更生保護関係者等の協力を得ながら、就労支援に関する協議会が開催されています。

【県の取組の方向】

① 連携体制の整備	
○ 再犯防止推進協議会の設置	【地域・家庭福祉課】
秋田県再犯防止推進協議会の設置により、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行い、関係機関相互の連携強化を図ります。	
② 関係機関に対する情報提供等	
○ 市町村及び福祉関係者等への啓発	【地域・家庭福祉課】
本計画の内容や県地域生活定着支援センターの役割等について、市町村及び社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の福祉関係者への啓発に努めます。	
○ 関係機関・団体に対する支援窓口等の情報提供	【地域・家庭福祉課】
県が各種の支援制度について、県のホームページ等を通じて分かりやすく提供し、犯罪をした者等を支援する関係機関等が活用できるように努めます。	

2 就労と居場所の確保による支援

(1) 就労の確保

【現状と課題】

- 国の計画によれば、仕事のない人の再犯率は仕事のある人の再犯率の約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが分かっています。
- 本県においては、保護観察終了時に約5割の人が無職です。また、約380社ある登録協力雇用主のうち、実際に犯罪をした者等を雇用している雇用主は10社に満たない状況にあります。
- 就労が円滑に確保されない背景として、仕事に必要な知識・資格がないために求職活動が進まないことや、協力雇用主の職種と犯罪をした者等の希望職種のミスマッチ、地域の目を気にし協力雇用主制度は活用せず自力で職を探すといったことがあるのに加えて、犯罪をした者等に不安を抱える協力雇用主も少なくないということが挙げられます。
また、就職した場合でも、社会人としてのマナーや対人関係でのスキルを十分に持っていないことなどにより職場で孤立し、離職してしまうということもあります。

【国関係機関・団体の取組】

- **職業相談等の就労支援 【秋田保護観察所、秋田労働局】**
矯正施設及びハローワークと連携した職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」が実施されています。
- **刑務所内における就労支援 【秋田刑務所】**
各種職業訓練や就労支援に関する指導を実施しているほか、刑務所内で企業説明会を開催するなどし、受刑者の円滑な就労に向けた取組が行われています。
- **就職活動支援 【秋田保護観察所、秋田至仁会】**
保護観察対象者等の求職活動を後押しするため、専門の講師による「就労支援セミナー」が行われています。
- **協力雇用主の開拓と支援 【秋田保護観察所】**
保護司と連携して協力雇用主の開拓を図るとともに、犯罪をした者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」の支給が行われています。
- **協力雇用主への支援 【秋田県就労支援事業者機構】**
協力雇用主に対して、身元保証制度やトライアル雇用制度、職場体験講習による支援が行われています。

○ 事業主への採用活動支援 【矯正就労支援情報センター】

ハローワークに受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援が行われています。(令和2年度から実施)

【県の取組の方向】

① 就職に向けた相談・支援等の充実	
○ 就職活動に関する相談支援	【雇用労働政策課】
あきた就職活動支援センターにおいて、キャリアカウンセリングや面接練習、職場見学等のきめ細かな就職活動支援を行うとともに、犯罪をした者等に対して、センター窓口の周知を図ります。	
○ 生活困窮者への就労・生活支援	【地域・家庭福祉課】
県福祉事務所において、生活に困窮する者に対して、犯罪をした者等の年齢や障害の程度と行った個別の状況に応じて、生活保護制度による生活支援を行うとともに、生活困窮者自立支援制度による就労を支援します。	
○ 障害者への就労・生活支援	【障害福祉課】
県内全ての障害保健福祉圏域（8圏域）に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、一般就労に向けた支援、就労の基盤となる生活支援、センター職員の職場訪問等による離職防止など、犯罪をした者等の個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。	
○ 農林水産分野における就業支援	【農林政策課、水産漁港課、森林整備課】
農林水産業に就業を希望する者に対し、就業に必要な基礎的技術を習得するための研修や、受け入れ先とのマッチング、就業に必要な資格の取得等の支援を行います。	
② 犯罪をした者等を雇用する企業の開拓・支援	
○ 対象者を雇用する協力雇用主への県建設工事入札参加資格審査時における優遇措置	【建設政策課】
県建設工事入札参加資格審査において、秋田保護観察所に協力雇用主として登録し、実際に保護観察対象者等を雇用する者に対して、加点措置を講じます。	
○ 県内企業に対する雇用協力の依頼周知	【地域・家庭福祉課】
秋田保護観察所等からの依頼などにより、県が主催する企業向け会議等を通じて、協力雇用主制度の広報・啓発を行い、多様な業種の確保に努めます。	

○ 暴力団離脱者の就労受入に協賛する企業の拡大	【組織犯罪対策課】
-------------------------	-----------

<p>公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議と連携して、暴力団社会復帰支援協賛事業所を訪問し、離脱者雇用についての理解と協力を要請するとともに、各種講習・会議等の機会を活用して、雇用報奨金制度の周知を図るなどの募集活動を推進し、協賛事業所の維持・拡大に努めます。</p>	
---	--

③ 関係機関・団体との連携強化

○ 暴力団離脱者に関する連携	【組織犯罪対策課】
----------------	-----------

<p>秋田刑務所と連携して、離脱希望者に対する面接・講話を実施し、就労支援を含めた離脱支援に取り組むとともに、「暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会」を毎年開催して、秋田公共職業安定所、秋田刑務所、秋田保護観察所、県や秋田市等関係機関の担当者と情報交換し、社会復帰支援活動の進め方について協議します。</p>	
---	--

(2) 居場所の確保

【現状と課題】

- 国の計画によれば、刑務所満期出所者のうち約5割が適当な住居が確保されないまま刑務所を出所しており、さらに、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが分かっています。
- 本県においては、年間約100人が帰住先がないために、一時的な住居を提供している更生保護施設や自立準備ホームに入所しています。
- 更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な住居であり、施設退所後の円滑な住居確保と地域定着への支援が必要となります。他方で、犯罪をした者等の中には、前歴があることに加えて、頼れる身寄りがおらず身元保証人を確保できない、家賃滞納歴などにより家賃保証会社等を活用できない、敷金・礼金を用意できないといった課題を抱える者がいます。また、適当な住居のない起訴猶予者や全部執行猶予者等の場合、極めて短期間のうちに、釈放後の住居を調整する必要もあります。
- さらに、住まいを確保した場合でも、犯罪をした者等が抱える孤独感により、地域社会で生きづらさを抱えてしまうといった課題もあります。

【国関係機関・団体の取組】

- 一時的住居の提供 【秋田保護観察所】
保護観察・更生緊急保護・特別調整対象者に対して、更生保護施設や自立準備ホームへの委託による一時的な居住先の提供がされています。
- 一時的住居退所後の住居調整 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】
更生保護施設や自立準備ホームの入所中に、退所後の住まいの調整が行われています。

【県の取組の方向】

① 住居の確保

○ 県営住宅への公平な入居機会の確保

【建築住宅課】

県営住宅が、一時的な居住先である更生保護施設や自立準備ホームから退所する際の選択肢の一つとして活用されるよう、公営住宅法に基づき、住宅困窮事由への該当状況に応じた優先入居の適用など、公平な入居機会の確保に努めます。

○ 市町村営住宅への公平な入居機会の確保	【建築住宅課】
市町村に対して、県営住宅同様、公平な入居機会の確保が図られるよう、周知に努めます。	
○ セーフティネット住宅の登録促進	【建築住宅課】
県居住支援協議会の活動を通じ、保護観察対象者等が住宅確保要配慮者に該当することと、該当者の住居の確保に課題があることについて認識を共有し、その方々の入居を拒まない住宅の登録が促進されるよう努めます。	
○ 民間と協働した一時的住居の確保	【地域・家庭福祉課】
起訴猶予者や執行猶予者を含む更生緊急保護対象者等の一時的住居の受け皿として、保護観察所等と連携しながら社会福祉施設等に対する会議などの場において、自立準備ホームの制度周知を図り、多様な自立準備ホームの確保に協力します。	
② 居場所に関するその他の支援	
○ 住宅扶助による支援	【地域・家庭福祉課】
県福祉事務所において、生活保護が必要となる犯罪をした者等に対して住宅扶助による家賃の支給を行い、定住に向けた支援を行います。	
○ 見守り支援ボランティアへの支援	【地域・家庭福祉課】
犯罪をした者等の見守り支援を行う更生保護ボランティアに対して、研修などへ協力するとともに、ホームページ等を活用した広報を行い、ボランティア活動を支援します。	

【今後の検討】

○ 実効性のある住居確保支援策の探索	【地域・家庭福祉課】
秋田県再犯防止推進協議会等の場を活用して、引き続き実効性のある住居確保支援策を探索し、国・県・民間団体等が連携して、釈放後に確実な一時的住居が確保できる実効性のある住居確保の取組について検討していきます。	

3 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障害のある人への支援

【現状と課題】

- 国の計画によれば、高齢者が、出所後2年以内に刑務所に再入所する割合は、全世代の中で最も高く、また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短く、再犯リスクが高いことが明らかとなっています。
- 円滑な社会復帰に向けて、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことや、市町村の再犯防止に係る取組がまだ進んでいないことにより、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が課題です。

【国関係機関・団体の取組】

- **特別調整による支援 【秋田保護観察所、秋田刑務所】**
高齢又は障害を有する刑務所出所者に対して、秋田県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われています。（出口支援）
- **特別調整に該当しない者への支援 【秋田刑務所】**
刑務所に配置されている社会福祉士により、特別調整に該当しない高齢又は障害を有する受刑者に対して、福祉制度の情報を提供するなどの社会復帰支援が行われています。
- **入口支援における連携 【秋田地方検察庁、秋田少年鑑別所】**
罪を犯した高齢又は障害を有する人に対して、秋田法務少年支援センター（秋田少年鑑別所）でのスクリーニング検査を実施し、その情報を福祉事務所や医療機関へ提供するとともに、相談窓口への同行支援を行い、福祉サービスへ繋げていくための支援が行われています。
- **一時的住居入所中の支援 【秋田至仁会、各自立準備ホーム】**
更生保護施設や自立準備ホームに配置されている福祉専門職員により、入所者に対して地域の保健医療・福祉サービス等に繋げるための支援が行われています。

【県の取組の方向】

① 保健医療・福祉サービスの提供	
○ 矯正施設出所者への福祉的支援（出口支援）	【地域・家庭福祉課】
<p>県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に対して、秋田保護観察所や矯正施設、市町村福祉分野との連携を強化し、障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが利用できるよう支援します。</p>	
○ 起訴猶予者や執行猶予者等への福祉的支援（入口支援）	【地域・家庭福祉課】
<p>県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予となった者等に対して、秋田保護観察所や秋田地方検察庁、弁護士、市町村福祉部門等と連携した保健医療・福祉サービスの円滑な利用に向けた支援を実施します。</p>	
○ 地域包括支援センターへの協力要請	【長寿社会課】
<p>高齢者や障害者が必要な医療・介護サービスを利用できるよう、市町村の地域包括支援センター等の相談・調整業務の機能強化を図るための研修において、更生保護制度に関する知識を習得できる機会を設けるように要請します。</p>	
② 関係機関・団体と福祉分野の連携等	
○ 多機関連携の強化	【地域・家庭福祉課】
<p>地域生活定着支援事業において、国の法務関係機関・団体、秋田公共職業安定所、秋田弁護士会、市福祉関係部門、福祉関係機関・団体等による入口支援を含めた支援の促進及び相互の連携強化を図ります。</p>	
○ 知的障害に関する連携・協力	【福祉相談センター】
<p>矯正施設に入所している知的障害が疑われる者から療育手帳申請があったときは、矯正施設への出張による面接により判定するとともに、矯正施設等からの依頼に基づき、施設出所後の生活基盤を検討する場において、判定により得られた特徴等を元に対応方法等について助言します。</p>	
○ 精神障害に関する相談支援	【精神保健福祉センター】
<p>電話相談窓口や来所窓口において、犯罪をした者等や秋田保護観察所等の関係機関からの精神保健福祉に関する相談に応じ、必要な助言を行います。</p>	

(2) 薬物に依存している人への支援

【現状と課題】

- 国の計画によれば、覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超えているほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。
- 本県においては、年間20人～30人程度が、薬物事犯により検挙されています。
- 覚せい剤取締法違反者を含む薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせる必要があります。
- 薬物事犯者には、刑事司法関係機関による「薬物再乱用防止プログラム」等が実施されていますが、刑事手続終了後は、地域の保健医療・福祉関係機関、民間団体等による支援が必要です。

【国関係機関・団体の取組】

- **薬物依存離脱指導 【秋田保護観察所、秋田刑務所】**
認知行動療法を取り入れた「薬物依存離脱指導」（刑務所）及び「薬物再乱用防止プログラム」（保護観察所）が行われています。
- **地域連携ガイドラインによる地域連携 【秋田保護観察所】**
「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、県関係機関・精神病院・民間団体のネットワーク作りを目的とした「依存症問題地域支援連絡協議会」が開催されています。
- **依存問題を抱える家族会の開催 【秋田保護観察所】**
薬物依存やアルコール依存を抱える者の家族を支援するため、依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などの相談支援を行う「依存症問題を抱える家族会」が開催されています。

【県の取組の方向】

① 薬物依存に関する治療・支援

- **依存症に関する相談支援 【精神保健福祉センター】**

薬物依存に加えて、アルコール・ギャンブル依存を含む依存者やその家族等からの相談について、電話又は来所による相談に応じるとともに、相談窓口であることの周知を図ります。

○ 依存離脱プログラムの実施	【精神保健福祉センター】
<p>秋田刑務所又は秋田保護観察所で実施している薬物依存からの離脱支援を継続して実施するために、保護観察に付されない者や終了した者の希望に応じて薬物依存離脱プログラムを実施します。</p>	
② 関係機関・団体との連携	
○ 依存症問題に係る連携	【障害福祉課、医務薬事課、精神保健福祉センター】
<p>「依存症問題地域支援連絡協議会」（秋田保護観察所主催）に参画し、関係機関・団体のネットワーク作りと薬物依存のある犯罪をした者等に対する効果的な支援策の推進に協力するほか、精神保健福祉センターでは依存症に関する家族会等に参画し、精神保健福祉の観点からのコンサルテーションを行います。</p>	
○ 薬物乱用防止に係る連携	【医務薬事課】
<p>薬物乱用防止に係る取締り、更生、啓発に取り組む機関で構成される会議において、秋田保護観察所、秋田地方検察庁、秋田刑務所、秋田少年鑑別所及び保護司会と連携しながら、総合的な乱用防止対策を企画及び実施するとともに、関係機関相互に情報共有等を行い緊密な連携を図ります。</p>	
③ 民間団体への支援	
○ 自助グループ等による活動への支援	【障害福祉課】
<p>アルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、県内で問題の改善に取り組む民間団体（自助グループ等）の活動に対して、補助金を交付し支援します。</p>	
④ 薬物依存に関する広報啓発	
○ 薬物乱用防止啓発キャンペーンの実施	【医務薬事課】
<p>毎年度各保健所単位の地域で実施している薬物乱用防止啓発キャンペーンを継続して実施し、関係団体及び学生等の協力を得て街頭キャンペーンを行うなど、広く県民を対象とした啓発活動を関係者と連携し充実を図ります。</p>	
<p>また、県内の中高生に、薬物乱用防止を啓発するポスター作品を制作してもらうなど、特に若年層に効果的な啓発に取り組めます。</p>	

4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

【現状と課題】

- 国の計画によれば、全国における高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。
- 本県で実施したアンケートでは、刑務所入所受刑者の約3割が高等学校に進学していない状況にありました。
- 本県では、従来から学校や地域における非行の未然防止を図る取組を行ってきましたが、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学に向けた支援をさらに推進する必要があります。

【国関係機関・団体の取組】

- **生活環境調整における連携 【秋田保護観察所、保護司会】**
復学が見込まれる少年院仮退院者等の保護観察対象者について、学校等と十分な連絡を取り合った上での生活環境調整が行われています。
- **法教育の実施及び非行少年等に関する相談対応 【秋田少年鑑別所】**
地域援助業務として生徒や保護者を対象とした法教育の実施、個別の対象者への対応に関する助言など、非行に関する総合的な相談対応が実施され、非行の未然防止とともに、非行をした少年に再非行防止のための支援が行われています。
- **学力向上に向けた教科指導 【秋田刑務所】**
学力の向上、知識の付与が社会復帰に繋がると認められる者に対して教科指導が行われています。
- **非行の未然防止のための連携 【保護司会、更生保護女性会】**
 - ・ 非行の未然防止のため、非行について考える学校・生徒と保護司会の交流会が開催されています。
 - ・ 非行の未然防止や子育て支援のため、保護者等に対するミニ集会在開催されています。

【県の取組の方向】

① 学校等と連携した立ち直り・修学支援	
○ スクールソーシャルワーカーによる連携体制の一層の充実	【義務教育課】
<p>問題を抱える児童生徒や家庭に対応するため、各教育事務所等にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用いて関係機関との連携を促進するなどして、児童生徒の置かれた様々な環境の改善を図ります。</p>	
○ 問題を抱える少年の修学・就労支援	【少年女性安全課】
<p>問題を抱え非行に走る恐れのある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行い、少年の立ち直りを支援します。また、農業体験、大学生少年サポーターによる学習支援やスポーツ活動を実施します。</p>	
② 児童生徒の非行の未然防止	
○ 県民一体となった青少年健全育成運動の推進	【次世代・女性活躍支援課】
<p>県教育委員会や市町村など行政機関をはじめ、公益社団法人青少年育成秋田県民会議や地域の関係団体、学校等との連携により、7月の青少年の非行・被害防止全国強調月間に「青少年の非行・被害防止標語コンクール」を実施するなど、青少年の健全育成のための運動を県民と一体となって推進します。</p>	
○ 子ども・若者の自立支援	【次世代・女性活躍支援課】
<p>地域若者サポートステーションにおいて、国や市町村と連携を図りながら若年無業者の就業支援を実施するほか、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の交流拠点として県内各地域に設置した「若者の居場所」を活用し、ボランティア活動への参加を促すなど若年無業者の就業意欲を醸成します。</p> <p>また、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議において、関係機関による協議等を行い、子ども・若者育成支援施策を推進します。</p>	
○ スクールカウンセラーによる相談支援	【義務教育課】
<p>中学校にスクールカウンセラー（公認心理師・臨床心理士等）を配置し、非行などの児童生徒の問題行動等に対して、本人や保護者等へ助言・援助を行います。なお、スクールカウンセラーが配置されていない学校の児童生徒等に対しては、教育事務所のエリアカウンセラーが助言・援助を行います。</p> <p>また、突発的な事案が発生した場合には、義務教育課の緊急支援カウンセラーが相談支援を実施し、事態の早期収束や学校機能の正常化を図ります。</p>	

○ 高等学校における生徒指導の充実	【高校教育課】
<p>県内高等学校の生徒指導主事を対象とした生徒指導研究協議会を開催し、高等学校の生徒の健全育成に関する指導及び生徒指導上の諸問題について研究協議を行い、生徒指導の充実を図ります。</p>	
○ 地域連携による生徒指導の充実	【高校教育課】
<p>地域生徒指導研究推進協議会の会議・研修を通じて、小学校・中学校・高等学校間の連携強化を図るとともに、地域の課題を明確化し、児童生徒の健全育成に対する地域の連帯感を醸成します。地域生研アドバイザーは、小・中・高連携のパイプ役として地域の問題に対しての専門的な立場からの助言を行います。</p>	

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動促進

【現状と課題】

- 県内における再犯の防止等に関する取組は、犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員、高齢者や障害のある犯罪をした者等の見守りを行うボランティアといった更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員、教誨師など、多くの民間ボランティアによって支えられています。
- また、更生保護法人やNPO法人などの民間団体による、犯罪をした者等の自発的な社会復帰に向けた支援活動も行われています。
- しかし、保護司等の高齢化が進んでいることや、民間ボランティアなどの取組が地域社会において十分認知されていないことなどにより、民間ボランティアの確保が年々難しくなっています。

【国関係機関・団体の取組】

- **保護司活動の環境整備 【秋田保護観察所】**
保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターを設置しています。

【県の取組の方向】

① 民間ボランティアの確保

- | | |
|---|-------------------|
| ○ 県職員退職者に対する保護司や更生保護女性会等の紹介 | 【地域・家庭福祉課】 |
| 保護司の担い手確保を支援するため、秋田保護観察所の依頼に基づき、県職員の退職者説明会等において保護司や更生保護女性会等のパンフレットを配布し、担い手の確保を図ります。 | |
| ○ 民間ボランティアの募集への協力 | 【地域・家庭福祉課】 |
| 保護司等の民間ボランティアの募集呼びかけに協力するとともに、ウェブサイト等の広報媒体により、民間ボランティアの活動について周知し、県民の理解の促進に努めます。 | |

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

- 犯罪をした者等が再び犯罪をすることのないようにするためには、犯罪をした者等自らが改善に向けて努力することが大前提ですが、一方で、犯罪をした者等は一般的に、自己評価が低く、社会一般に対する引け目を抱きやすいことから、犯罪をすることや刑務所への入所に対するハードルが一般の方よりも低くなっています。
- こうした者の再犯を防ぐためには、地域で孤立することなく、社会の一員として充実した生活を送り、将来に対する希望や励みに繋がる地域住民の理解と支えが必要です。
- しかし、平成26年の全国調査において「社会を明るくする運動」の認知率はわずか34%に留まっていること、多くの人が犯罪をした人等と接することへの不安を抱えていることなどから、更生保護に関する住民の関心と理解が十分に進んでいない状況にあります。

【国関係機関・団体の取組】

- **社会を明るくする運動や顕彰の実施【秋田保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会】**
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深める「社会を明るくする運動」や更生保護に功績のあった保護司などの民間協力者に対する表彰といった広報啓発活動が実施されています。
- **刑務所見学会や再犯防止フォーラムの開催【秋田刑務所】**
矯正展（刑務所作業製品展示即売会）や矯正施設見学会、秋田大学と連携した再犯防止フォーラムなどの広報啓発活動が行われています。
- **少年鑑別所の施設参観や非行・犯罪の防止に関する講演【秋田少年鑑別所】**
地域住民や犯罪・非行に係る問題に取り組む諸団体、教育機関関係者等を対象とした施設参観のほか、非行・犯罪の防止に関する講演への出講等による、広報啓発活動が行われています。
- **出前講座の実施【秋田保護観察所、秋田地方検察庁、秋田少年鑑別所】**
犯罪予防や更生保護その他広く刑事政策について理解を深めてもらうための出前講座が実施されています。

【県の取組の方向】

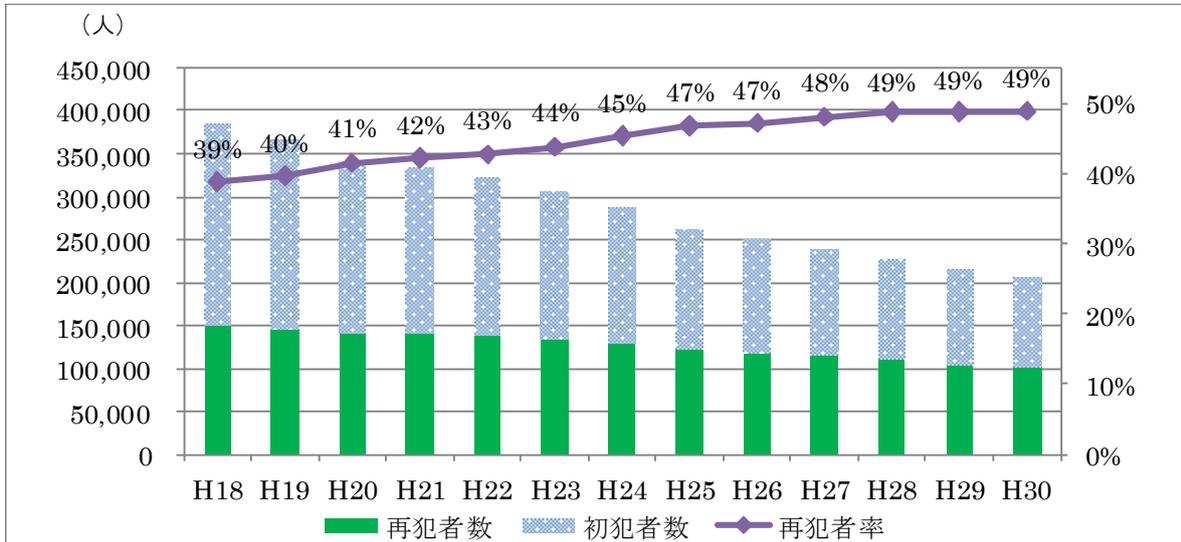
① 再犯防止に関する広報・啓発活動	
○ 社会を明るくする運動及び再犯防止活動の推進	【地域・家庭福祉課】
<p>毎年7月に実施されている「社会を明るくする運動」の強調月間及び平成30年度から実施されている7月の「再犯防止推進月間」の県民への認知度を高めていくため、国の法務関係機関や市町村と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。</p>	
○ 青少年健全育成運動の推進	【次世代・女性活躍支援課】
<p>青少年健全育成運動を広く県民に周知し、児童生徒・若者の非行の未然防止を図るため、県教育委員会や学校等と連携し、児童生徒やその家族の手もとに届く啓発活動を行うとともに、市町村や公益社団法人青少年育成秋田県民会議等との協働による広報を推進します。</p>	
○ 民間ボランティアの活動周知	【地域・家庭福祉課】
<p>保護司等の民間ボランティアの募集呼びかけに協力するとともに、ウェブサイト等の広報媒体により、民間ボランティアの活動について周知し、更生保護等に関する県民の理解の促進に努めます。</p>	
② 民間協力者に対する表彰	
○ 民間協力者に対する表彰	【次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課】
<p>更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体のほか、青少年健全育成への功績が顕著である団体等を表彰し、その活動や意義が県民に広がるよう周知に取り組みます。</p>	

参考資料

1 刑法犯の再犯者率の推移

(1) 全国の状況

初犯者数は大幅に減少しているものの、再犯者数は初犯者数ほど減少してはならず、再犯者率は一貫して上昇している。



資料：法務省大臣官房秘書課及び秋田保護観察所提供

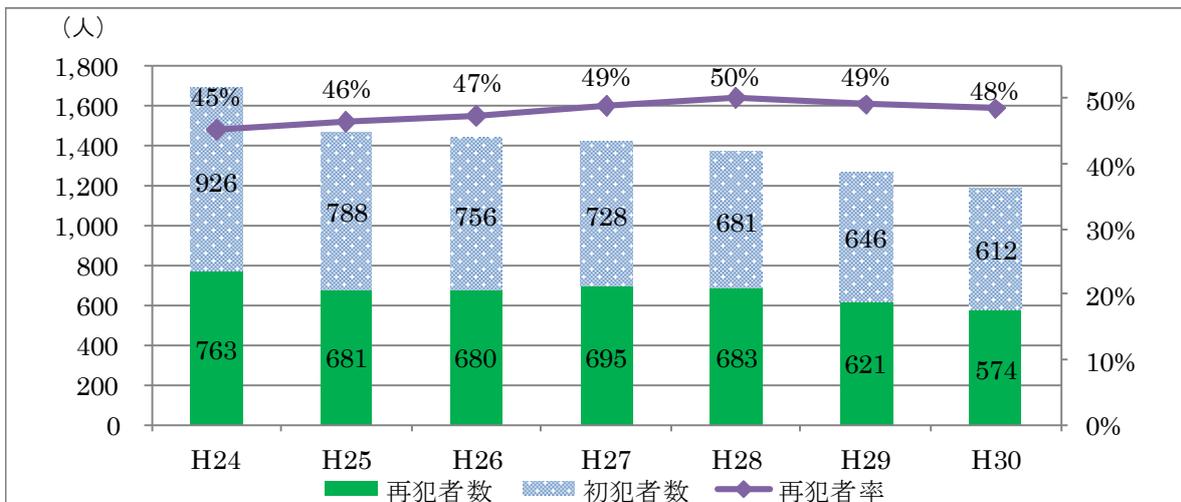
注（１） 警察庁の統計による。

（２） 再犯者とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

（３） 再犯者率は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

(2) 秋田県の状況

全国の状況と同様に、再犯者率は 40% 台後半で推移している。



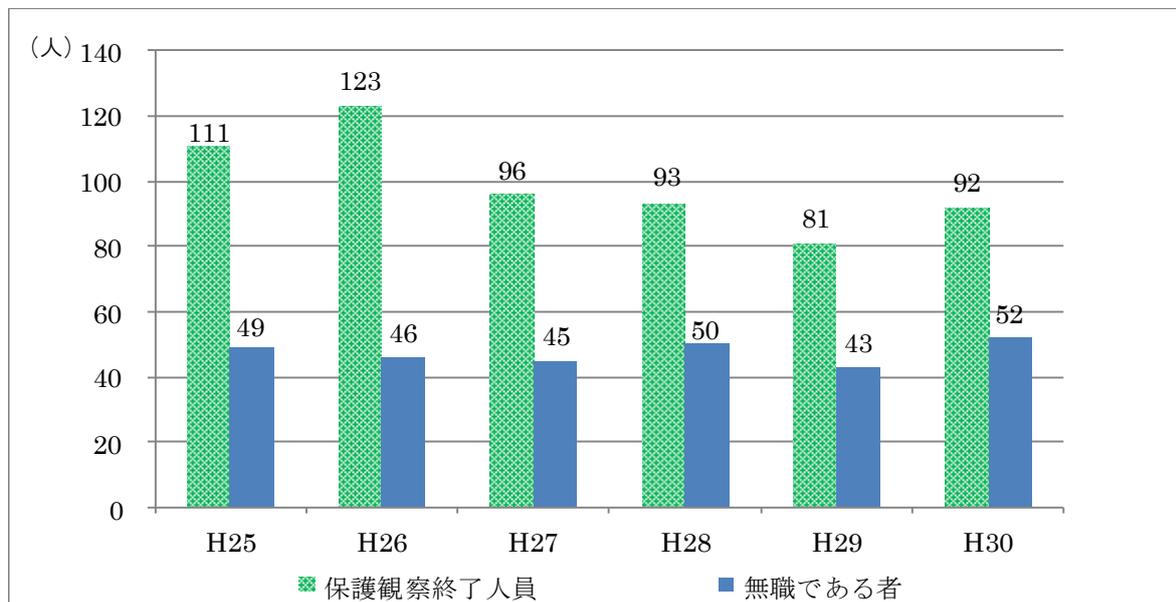
資料：法務省大臣官房秘書課及び秋田保護観察所提供

注 秋田保護観察所からの依頼に基づく県警察本部の回答による。

2 就労と住居の確保状況

(1) 就労の確保状況

県内においては、保護観察終了時に無職である者が半数近くを占めている。



資料：法務省大臣官房秘書課提供

注（１） 保護観察終了人員とは、保護観察終了時に秋田保護観察所で処遇した対象者数をいう。

（２） 無職である者とは、保護観察終了時に無職である者をいう。

（３） 保護観察処分少年及び少年院仮退院者、職業不詳の者は含まれない。

(2) 協力雇用主の登録等状況

県内において協力雇用主に登録している雇用主数は、増加傾向にあるものの、実際に保護観察対象者等を雇用している雇用主は僅か数件に留まっている。



資料：法務省大臣官房秘書課提供

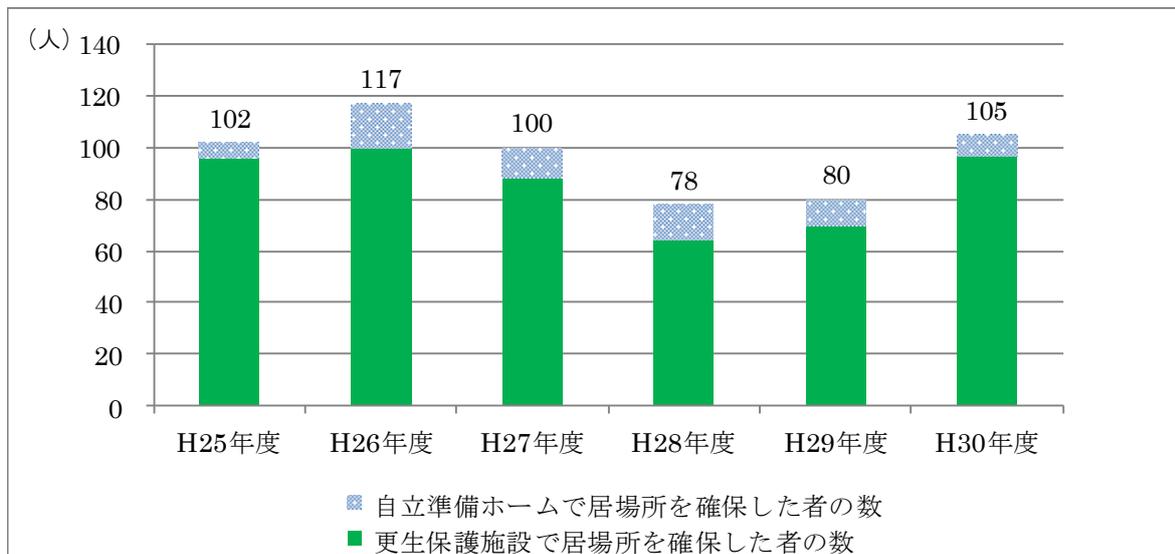
注（１） 各年4月1日時点の状況に基づく。

（２） 雇用協力雇用主数とは、保護観察対象者等を雇用している協力雇用主数をいう。

（３） 雇用された人数とは、保護観察対象者等で協力雇用主制度を利用して雇用された人数をいう。

(3) 帰住先のない者

県内の更生保護施設や自立準備ホームに入所した者の数は、年間 100 人前後で推移している。



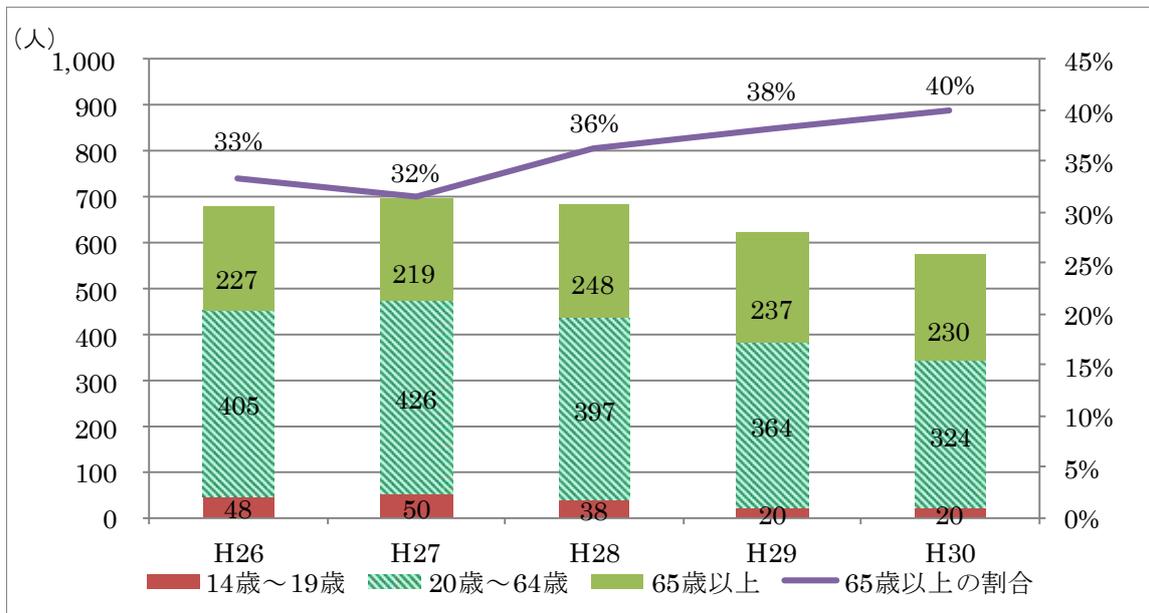
資料：法務省大臣官房秘書課提供

3 保健医療・福祉サービスを必要とする者の状況

(1) 福祉的サービス

・ 刑法犯検挙人員のうち再犯者の年齢構成（少年の再犯者数も含む）

本県においては、刑法犯検挙人員のうち再犯者に占める高齢者数は年間 200 人程度で推移しており、高齢者の占める割合が増加している。



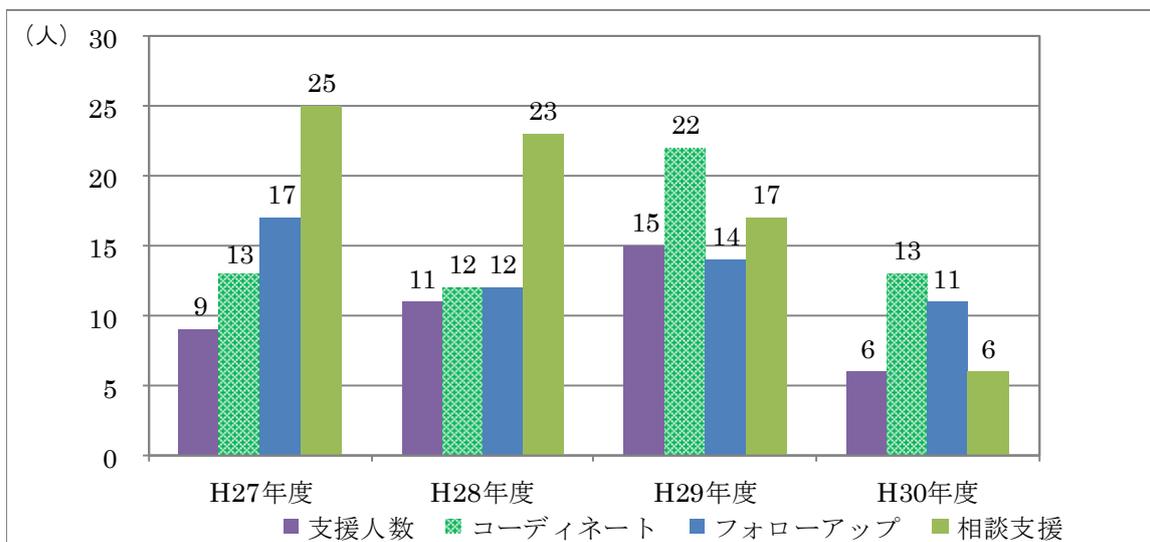
資料：県警察本部刑事部刑事企画課調べ

注（1） 年齢は犯行時の年齢である。

（2） 再犯者とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

・ 地域生活定着支援センターの支援人数

地域生活定着支援センターの行う帰住地や福祉サービスの調整支援を受けた犯罪をした者等は概ね横ばいで推移している。

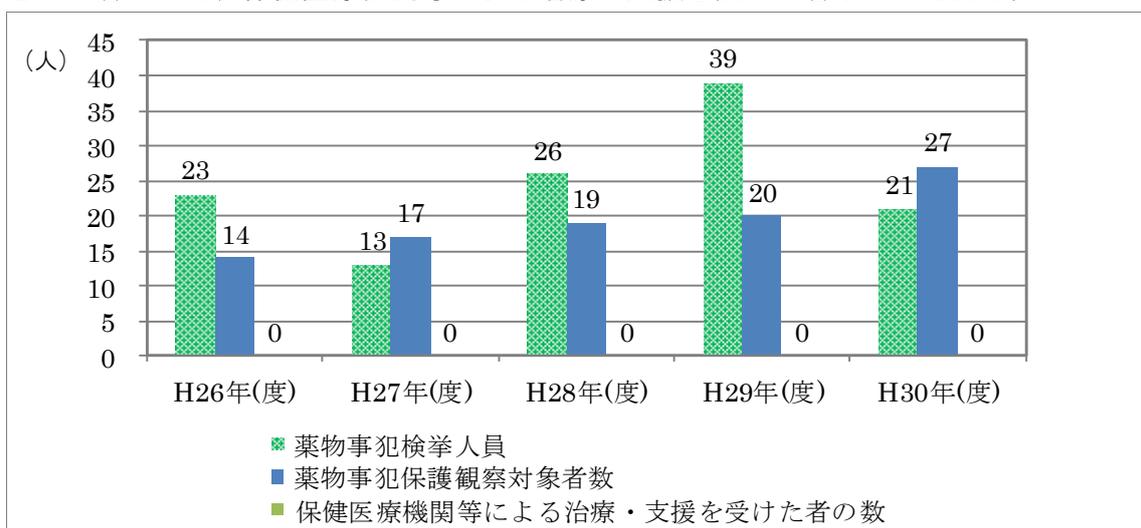


資料：地域・家庭福祉課調べ

- 注（１） 支援人数は、新規に調整を行った人数。
 （２） コーディネートは、矯正施設退所予定者の帰住地調整支援の件数。
 （３） フォローアップは、矯正施設退所予定者の施設等への定着支援の件数。
 （４） 相談支援は、矯正施設退所者等への福祉サービス等に関する相談支援件数。
 （５） （２）～（４）の数字は、継続事案と新規事案の合計。

(2) 薬物事犯者の状況

薬物事犯による検挙人員は概ね横ばいで推移しているが、薬物事犯により保護観察に付された者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は0人である。

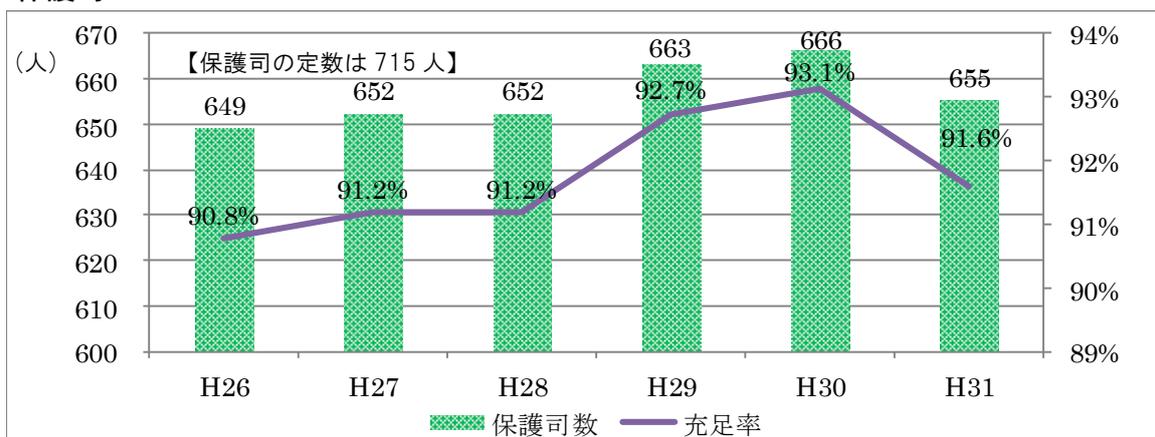


資料：法務省大臣官房秘書課提供及び県警察本部刑事部刑事企画課調べ

- 注（１） 薬物事犯者とは、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反したものをいう。
 （２） 検挙人員は年、保護観察対象者数及び保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数は年度。

4 民間ボランティア等の状況

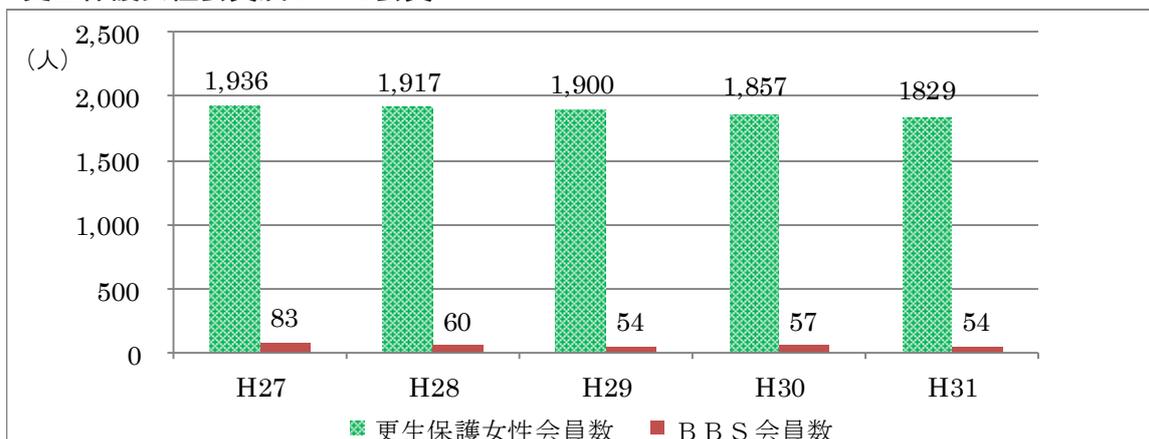
(1) 保護司



資料：法務省大臣官房秘書課提供

注 各年 1 月 1 日時点の委嘱人数に基づく。

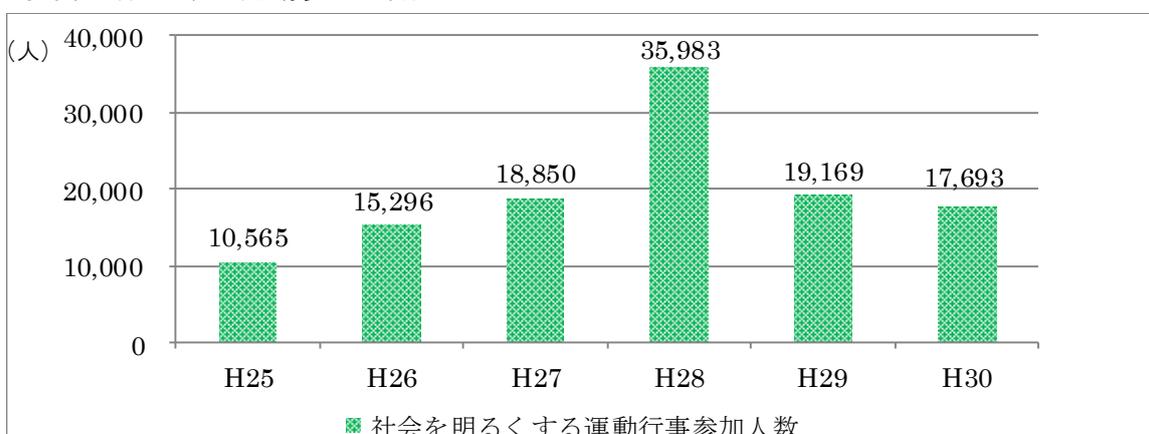
(2) 更生保護女性会員及びBBS会員



資料：秋田保護観察所提供

注 各年 4 月 1 日時点の人数に基づく。

(3) 社会を明るくする運動参加人数



資料：法務省大臣官房秘書課提供

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に收容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

秋田県再犯防止推進協議会委員等名簿

委員の任期：令和元年6月1日～令和3年3月31日

氏名	所属及び役職	区分
太田 宥子	秋田県更生保護女性連盟会長	委員
葛西 史子	特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構事務局職員	〃
加藤 忠輔	更生保護法人秋田至仁会理事長	〃
北島 正人	秋田大学教育文化学部准教授	〃
黒澤 範宗	秋田刑務所首席矯正処遇官	〃
齊藤 勉	秋田労働局職業安定部職業対策課長	〃
佐藤 寿美	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会事務局長	〃
白石 敏春	秋田区検察庁副検事	〃
豊澤 公栄	秋田県地域生活定着支援センター長	〃
新野 建臣	秋田県保護司会連合会常務理事	〃
久野 昌美	秋田保護観察所企画調整課長	〃
藤田 信行	秋田少年鑑別所庶務課長	〃
藤原 美佐子	弁護士	〃
恩田 一	仙台矯正管区更生支援企画課長	オブザーバー
後藤 亘	秋田刑務所教育専門官	〃
武田 玄雄	東北地方更生保護委員会事務局更生保護管理官	〃

(区分ごと五十音順、敬称略)

●用語・法務関係機関説明

本文中の用語や関係機関等の説明をします。なお、記載の内容は、令和元年12月1日現在のものです。

あ

○あきた就職活動支援センター

就職活動中の人に対して、セミナーの開催やキャリアカウンセリング等を行い、就職活動を支援する機関。厚生労働省及び県からの委託を受け、(公財)秋田県ふるさと定住機構が運営。

い

○入口支援 (⇔出口支援)

被疑者・被告人段階の者(起訴猶予や執行猶予等で矯正施設に入所しない者)に対する社会復帰支援。

え

○NPO法人

「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称で「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人。

か

○仮釈放

矯正施設に収容されている人に更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的に収容期間満了前に仮に釈放すること。仮釈放期間中は保護観察に付される。

き

○起訴猶予 (≠執行猶予)

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追(検察官が公訴を提起)しないもの。

○居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会、NPO法人等で組織された協議体。

○協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察又は更生緊急保護の対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

○教誨師

全国の矯正施設に収容されている人たちの宗教上の希望に応じ、所属する宗教・宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行っている民間の宗教家。

○矯正管区

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局。東北では、仙台矯正管区がある。

○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。県内には、秋田刑務所及び秋田少年鑑別所がある。

○矯正就労支援情報センター（コレワーク）

事業主がハローワークに受刑者等専用求人を出すに当たって必要となる、受刑者等の希望職種や資格などの情報提供をはじめとした採用手続きのための支援を行う機関。

け

○刑事司法手続

犯罪をした者等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。

○刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

○刑務所

受刑者を収容し、処遇を行う施設。県内には秋田刑務所がある。

○刑務所出所者等就労支援事業

矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、担当者制による職業相談・職業紹介等を行う事業。

○刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

こ

○公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

暴力団排除活動と暴力追放相談及び被害者の救済等の活動に取り組む組織。

○公益社団法人青少年育成秋田県民会議

青少年非行の防止と青少年の健全育成に取り組む組織。

○更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な人に対して、衣食住等の提供等の措置をする制度。

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

○更生保護サポートセンター

保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施。県内には12箇所ある。

○更生保護委員会

保護観察所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省保護局の地方支分部局。東北では、東北地方更生保護委員会がある。

○更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。県内には更生保護法人秋田至仁会の運営する施設がある。

○更生保護女性会（員）

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体又はその会員。県内では24地区ある。

○更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。県内では秋田至仁会、県更生保護援護協会がある。

○子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法律。

し

○自助グループ

ある障害を持つ者同士が励まし合いながら、様々な形で克服していくための集団。

○自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。県内では4施設が登録されている。

○執行猶予（≠起訴猶予）

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

○社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体、知的若しくは精神の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡・調整その他の援助を行う専門職。

○就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。県内には県就労支援事業者機構がある。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。省令により、要配慮者には「保護観察対象者等」が含まれる。

○受刑者等専用求人

受刑者や少年院在院者などを対象にした専用の求人のこと。一般の求職者には非公開であって、当該求人情報を提供する刑務所・少年院を指定することができる。

○少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う機関。東北では、盛岡少年院及び東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。

○少年鑑別所

専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする機関。東北地方では、各県1庁（支所を含む）ずつ設置。

○障害者就業・生活支援センター

障害者が就業し、雇用を維持・継続することにより自立した生活ができるよう、雇用、保健福祉、教育などの関係機関が連携を図りながら、雇用と生活に関する支援を行う機関。

す

○スクリーニング検査

無症状の者を対象に、疾患の疑いのある者を発見することを目的に行う検査。

○スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ

○生活環境調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。保護観察官や保護司が連携して行う。

○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

○前科・前歴

一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。

○セーフティネット住宅（住宅セーフティネット制度）

住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅。

た

○大学生少年サポーター

県警本部から委嘱される少年の社会参加活動や健全育成活動を行う大学生サポーター。

ち

○地域援助

少年鑑別所が行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務。

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。県内では県からの委託を受けた社会福祉法人晃和会が運営。

○地域包括支援センター

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、必要なサービスにつないだり、虐待防止などの権利擁護や、介護予防事業のマネジメントなどの機能を担う地域の中核機関で、各市町村が設置する。

○地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。県内では秋田市と横手市にある。

○地方検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

て

○出口支援（⇔ 入口支援）

刑務所や少年院といった矯正施設を出所する者に対する社会復帰支援。

と

○特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

○篤志面接委員

矯正施設に収容されている受刑者に対して、面接や指導、教育を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティア。

ば

○罰金・科料

一万円以上（罰金）又は千円以上一万円未満（科料）の納付を科される刑罰。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。

ひ

○被疑者・被告人

被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者。

○非行少年

次の3つに区分される者。

- (1) 犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）
- (2) 触法少年（14歳未満で犯罪行為をした少年－14歳未満の少年については刑事責任を問わない）
- (3) ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年）

○BBS会（員）

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。県内では3地区（秋田、能代、湯沢）で活動中。

ほ

○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関するノウハウなどを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

○保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

○保護観察所

保護観察、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う機関。

○保護司（会）

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。県内に12地区ある。

ま

○満期釈放

仮釈放にならず、全ての刑期を満了して釈放されること。

に

○認知行動療法

思考や行動の癖を把握し、自分の認知・行動パターンを整えていくことで生活や仕事上のストレスを減らしていく方法のこと。

や

○薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

薬物依存者の再乱用を防止するために、刑事司法機関による指導だけでなく、地域の医療・保健・福祉機関、民間団体等と緊密に連携が必要であることから、法務省と厚生労働省が共同で策定したもので、関係機関が共有すべき事項が定められている。

○薬物事犯者

麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚せい剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者。

り

○療育手帳

知的障害者に交付する障害者手帳。

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課

住所：秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1342

FAX：018-860-3844

E-mail：chifuku@pref.akita.lg.jp

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」にも掲載

<https://www.pref.akita.lg.jp/>